

「(仮称) 一般社団法人 宇部市スポーツコミッション事務局運営業務委託」に係る 受託者募集要領

1 目的

この要領は、現在、任意団体として活動している「宇部市スポーツコミッション」の法人化に当たり、(仮称) 一般社団法人宇部市スポーツコミッション (以下「コミッション」という。) の事務局運営を受託する者 (以下、「受託者」という。) を選定するための募集について、必要な事項を定める。

2 法人の概要

(1) 法人名

(仮称) 一般社団法人 宇部市スポーツコミッション ※平成 30 年 7 月下旬設立予定

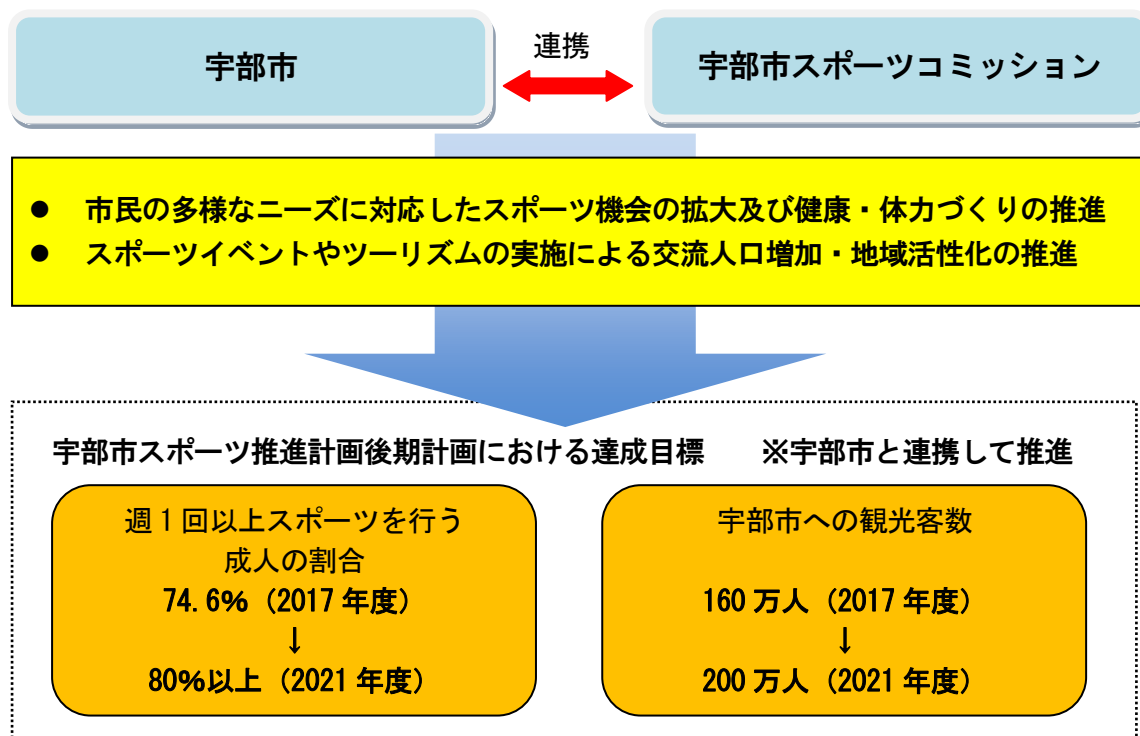
(2) 事務所

宇部市内 ※法人化に伴い、事務所を開設予定

(3) 事業概要

<目的>

本コミッションは、宇部市と連携・協働し、市民の多様なニーズに対応したスポーツ機会の拡大及び健康づくり・体力づくりを推進するとともに、スポーツによる交流人口の増加と地域活性化を推進し、「スポーツを楽しむ元気なひとの元気なまち・宇部市」の実現、「健康長寿のまちづくり」を推進することを目的とする。



＜事業＞

本ミッションは、目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 宇部市民のスポーツ機会の拡大及び健康増進・体力づくりに関すること
- (2) 宇部市におけるスポーツによる交流の促進と地域活性化の推進に関すること
- (3) 安定した経営基盤を維持するための活動

3 委託業務概要

(1) 業務名

(仮称) 一般社団法人 宇部市スポーツミッション 事務局運営業務

(2) 業務内容

別紙「(仮称) 一般社団法人 宇部市スポーツミッション 事務局運営業務 仕様書」(以下「仕様書」という。)による。

(3) 委託期間

契約締結の日から平成 31 年 3 月 31 日まで

(4) 委託料上限額

14,610,240 円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

4 応募資格要件

この手続きに参加できる者 (以下「応募者」という。) は、本ミッションの事業を効果的かつ効率的に実施できる民間企業、NPO 法人及びその他の法人であり、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- (1) 過去 5 年間に於いて、スポーツイベントをきっかけとした誘客や、若い世代のトレンド・ニーズを取り入れた魅力あるスポーツツーリズムなど、スポーツによる交流人口の増加と地域活性化について活動実績を有すること。
- (2) 地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 4 第 2 項 (同項を準用する場合を含む。) の規定により、競争入札の参加を制限されていないこと。
- (3) 応募時点において、会社法 (平成 17 年法律第 86 号) 第 475 条又は、第 644 号の規定に基づく清算の開始、破産法 (平成 16 年法律第 75 号) 第 18 条第 1 項若しくは第 19 条第 1 項の規定に基づく破産手続きの申立て、会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) 第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) 第 21 条の規定に基づく再生手続きの申し立てがなされた者 (会社更生法又は民事再生法の規定に基づく更生手続開始又は再生手続開始の決定日以降を審査基準日とする経営事項審査を受け更生計画又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。) でないこと。
- (4) 法人税、地方税その他租税公課を滞納していないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行うものでないこと。
- (6) 政治団体、宗教団体又はそれに類する団体でないこと。
- (7) 共同事業体で応募する場合、当該共同事業体の全ての構成員が、応募資格 (2) から (6) の要件を満たしていること。

※ 1 団体につき、1 回の応募になります。別団体の構成員等での重複した応募はできません。

5 事業実施上の注意点

- (1) 受託者は、専門的知識を有し、各種アドバイスを実施する実績を有する職員を統括責任者として1名配置し、事務局業務を円滑に運営すること。
- (2) 受託者は、常駐職員として、宇部市に住所がある者を3名雇用すること。
- (3) 受託者は、事業実施にあたって、本コミッションの指示のもと宇部市内で活動する企業や事業所、団体等との積極的な連携を図ること。
- (4) 受託者は、宇部市が策定した「宇部市スポーツ推進計画後期計画」の基本方針及び具体的施策を踏まえ、その目標達成に向け、本コミッションの指示のもと宇部市と連携して取り組むこと。

6 事業実施要件

別紙「仕様書」により求める要件を満たすこと。

7 公募に関するスケジュール

項目	日程
(1) 募集要領の配布	平成30年5月28日(月)から平成30年6月22日(金)
(2) 募集に関する説明	平成30年6月8日(金)まで 随時対応
(3) 質問の受付	平成30年6月8日(金)まで
(4) 応募書類の受付	平成30年6月22日(金)まで
(5) 審査及び候補者の決定	平成30年6月29日(金)ごろ
(6) 委託先の決定・契約締結	一般社団法人設立後(平成30年7月下旬)

(1) 募集要領の配布

- ①配布時期：平成30年5月28日(月)から平成30年6月22日(金)まで
- ②配布場所：「9 問い合わせ先」に同じ
- ③配布時間：午前8時30分から午後5時15分まで(ただし、土曜日、日曜日は除きます。
宇部市スポーツコミッションホームページからもダウンロードできます。URL:<http://ube-sc.jp/>)

(2) 募集に関する説明

募集要領に関する説明については、下記の期間中随時受け付けます。説明を希望される場合は、「9 問い合わせ先」に連絡の上、指定した時間に来庁してください。

受付期間：平成30年5月28日(月)から平成30年6月8日(金)午後5時15分まで(ただし、土曜日、日曜日は除きます。)

(3) 質問の受付

募集要領や業務内容に関する質問を以下のとおり受け付けます。質問がある

場合は、質問書（様式第8号）に必要事項を記入の上、持参、郵送、FAX、電子メールにより提出してください。なお、FAX、電子メールで提出する場合は、必ず電話により受信の確認を行ってください。

①受付期間：平成30年5月28日（月）から平成30年6月8日（金）午後5時15分まで

②提出場所：「9 問い合わせ先」に同じ
持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日は除きます。）

③回答期日：平成30年6月15日（金）
受け付けた質問に対する回答は、宇部市スポーツコミッションホームページ上で公表します。ただし、簡易な質問等については、ホームページには回答を掲載せず、電話等により個別に回答します。

(4) 応募書類の受付

①受付期間：平成30年5月28日（月）から平成30年6月22日（金）まで

②提出場所：「9 問い合わせ先」に同じ
持参の場合は、午前8時30分から午後5時15分まで（ただし、土曜日、日曜日は除きます。）

郵送等の場合は、6月22日（金）午後5時15分必着

(5) 審査及び候補者の決定

「（仮称）一般社団法人 宇部市スポーツコミッション事務局運営業務受託候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置し、候補者を決定します。

①審査日：平成30年6月29日（金）予定

②審査会場：宇部市役所（予定）

※正式な審査日時、会場等の詳細については、応募された事業者に連絡します。

③審査方法：提出された書類及び提案内容の説明（プレゼンテーション）について、「⑤評価の視点」に基づき、総合的に審査を行います。

④結果通知：平成30年7月中旬を予定

※審査結果は、全ての応募者に郵送で通知します。

⑤評価の視点：

業務遂行能力	類似業務の実績、業務体制の構築状況、業務理解度、取組意欲など
企画提案書	交流人口の増加と地域活性化のための手法、実現可能性、宇部市内で活動する企業や事業所、団体等との連携、情報発信 など
地域経済への貢献度	本店や支店等の宇部市内における設置状況 など
見積書	見積金額の妥当性 など

(6) 委託先の決定・契約締結

宇部市スポーツコミッションと候補者で、事業内容の詳細について協議を行った後、一般社団法人設立後の理事会において承認を経て、正式な受託者として契約を締結します。

8 応募書類

(1) 提出書類

種類は次の順に並べ、1部ごとにクリップ等でまとめて提出すること。

名称	留意事項
参加申込書【様式第1号】	代表者印を押印のこと
企画提案書【様式第2号】	本業務の企画・構成、運営、実施などについて、具体的に記載すること。
業務体制表【様式第3号】	契約締結後の業務の実施体制について記載すること。なお、常勤職員3名については以下の内容を記載すること。 ① 職員が担当する業務、業務遂行形態 ② 職員候補者の概要またはプロフィール（新たに採用する場合は、雇用条件、採用スケジュール、管理方法） ③ 職員の研修方法及び評価基準
見積書（任意様式）	作業内容ごとの具体的な積算内訳を記載し作成。見積額は、消費税及び地方消費税を含む額とする。
統括責任者の経歴書【様式第4号】	統括責任者の経歴及び経験について、具体的に記載すること。
類似・関連事業実績書【様式第5号】	過去5年以内の類似する業務実績を記載すること
会社等概要（任意様式）	パンフレット等事業者の業務内容がわかるもの
印鑑証明書	申請時点で発行から3か月以内のもの（正本のみ原本、副本は写し可）
登記簿謄本又は登記事項証明書	提出日前3か月以内に発行されたもの、写し可
直前1事業年度の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書	写し可
直近1年分の本店所在地の県・市町村民税及び固定資産税・都市計画税の未納の額が無いことがわかるもの（ただし、法人設立1年未満のため証明書が発行されない等の場合は、その旨を記載した理由書（任意様式））	発行から1か月以内のもの、写し可
法人税、消費税及び地方消費税の未納の額が無いことがわかるもの（納税証明書その3の3でも可）	発行から1か月以内のもの、写し可
共同事業体結成協定書兼委任状【様式第6号】	共同事業体を結成して応募する場合
共同事業体連絡先一覧【様式第7号】	共同事業体を結成して応募する場合

(2) 提出部数

正本 1 部（代表者印押印のもの）

副本 10 部（正本のコピー。正本にカラー印刷を含む場合は、副本もカラー印刷とすること。）

(3) 留意事項

- ① 応募に関して必要となる費用は、全て応募者の負担とする。
- ② 宇部市スポーツコミッションが必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。
- ③ 企画提案書は 1 応募者につき 1 案とする。
- ④ 提出期限後の企画提案書等の修正又は変更は、原則として認めない。
- ⑤ 企画提案書など、本業務の応募に係る全ての提出物は返却しない。
- ⑥ 企画提案書等については、委託候補者の選定のために使用するが、宇部市スポーツコミッションは、提出された書類の全部または一部を公開することがある。
- ⑦ 通信障害によって電子メール等の未着が生じた場合において、宇部市スポーツコミッションはいかなる責任も負わない。
- ⑧ 応募者が、企画提案に際して虚偽の内容があった場合等により事業実施の相手方とすることが不相当と認められる場合、審査の対象とせず、又は正式決定を行わない。
- ⑨ 上記（1）の企画提案書及び見積書の内容は、運営団体の候補者を決定するためのものであり、具体的な事業内容については、事業者の企画提案書をもとに、宇部市スポーツコミッションと協議を行い、一般社団法人設立後の理事会において承認を受けた後に決定する。

9 問い合わせ先

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目 7 番 1 号

宇部市観光・シティプロモーション推進部 文化・スポーツ振興課内

宇部市スポーツコミッション事務局 担当：森、大下

電話：0836-34-8629

F A X：0836-22-6083

電子メール：bunspo@city.ube.yamaguchi.jp